

# 秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案について

生活衛生課

## 1 改正の理由

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律（平成24年法律第79号）の施行に伴い、所要の規定の整理を行う必要がある。

## 2 改正の内容

- (1) 引用している動物取扱業を第一種動物取扱業に改めることとする。（第18条及び別表関係）
- (2) 動物取扱業登録申請手数料の名称を第一種動物取扱業登録申請手数料に、動物取扱業登録更新申請手数料の名称を第一種動物取扱業登録更新申請手数料に改めることとする。（別表関係）

## 3 施行期日

この条例は、動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律の施行の日（平成25年9月1日）から施行することとする。

### （参考）

動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律において、第二種動物取扱業（一定の飼養施設を設置して動物の譲渡等を業として行うこと。）が創設されたことに伴い、現行の動物取扱業（動物の販売等を業として行うこと。）は第一種動物取扱業とされた。

#### 【法改正前】

名称	<b>動物取扱業</b>
業態	動物の販売、保管、貸出、訓練、展示等を行う



#### 【法改正後】

名称	<b>第一種動物取扱業(変更)</b>	<b>第二種動物取扱業(創設)</b>
業態	動物の販売、保管、貸出、訓練、展示等を行う ※上記業態のうち、犬猫等販売業者に対し遵守事項等の義務を追加	一定の飼養施設を設置して動物の譲渡等を行う(届出制) ※動物愛護団体の譲渡活動や公園展示などが該当

秋田県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例案新旧対照表

		新	旧			
備考	略	<p>(動物愛護管理員)</p> <p>第十七条 知事は、法第三十四条第一項の規定により、法第二十四条第一項(法第二十四条の四において準用する場合を含む。)又は第三十三条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p> <p>(手数料)</p> <p>第十八条 次に掲げる者から、別表に定めるところにより、手数料を徴収する。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第十条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録を受けようとする者</p> <p>三 法第十三条第一項の規定による第一種動物取扱業の登録の更新を受けようとする者</p> <p>四 六 略</p> <p>2 4 略</p>	<p>(動物愛護管理員)</p> <p>第十七条 知事は、法第三十四条第一項の規定により、法第二十四条第一項は第三十三条第一項の規定による立入検査その他の動物の愛護及び管理に関する事務を行わせるため、動物愛護管理員を置く。</p> <p>(手数料)</p> <p>第十八条 次に掲げる者から、別表に定めるところにより、手数料を徴収する。</p> <p>一 略</p> <p>二 法第十条第一項の規定による動物取扱業の登録を受けようとする者</p> <p>三 法第十三条第一項の規定による動物取扱業の登録の更新を受けようとする者</p> <p>四 六 略</p> <p>2 4 略</p>			
	略			略	略	
	第一種動物取扱業登録申請手数料			一件につき	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
	第一種動物取扱業登録更新申請手数料			一件につき	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円
別表(第十八条関係)						
略	略	略	略			
第一種動物取扱業登録申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円			
動物取扱業登録更新申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円			
別表(第十八条関係)						
略	略	略	略			
動物取扱業登録申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円			
動物取扱業登録更新申請手数料	一件につき	一五、〇〇〇円	一五、〇〇〇円			

一 第一種動物取扱業の登録において、同一の者から同一敷地内における第一種動物取扱業に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、その手数料の合計の額は三万円とする。

二 第一種動物取扱業の登録の更新において、同一の者から同一敷地内における第一種動物取扱業に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、その手数料の合計の額は三万円とする。

三  
く  
五  
略

一 動物取扱業の登録において、同一の者から同一敷地内における動物取扱業に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、その手数料の合計の額は三万円とする。

二 動物取扱業の登録の更新において、同一の者から同一敷地内における動物取扱業に係る複数の申請が同時にされた場合で、手数料の額の合計が三万円を超えることとなるときは、この表の規定にかかわらず、その手数料の合計の額は三万円とする。

三  
く  
五  
略